

秋田県中部エリアにおける日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等受注者の募集

2025年6月18日

日本郵便(株)

不動産部担当執行役員 黒木 信浩

秋田県中部エリアにおける小規模修繕工事等を実施する受注者（以下「事前指名者」という。）を募集する。

1 概要

(1) 概要

秋田県中部エリアにおける日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等を依頼する受注者を提出された技術資料の審査により事前指名者として選定するもの。

(2) 対象施設

別紙1の「対象となる施設の市町村名」に所在する施設

詳細は別紙2および別紙3による。

(3) 対象工事

小規模修繕工事（請負契約の金額が、200万円（税抜き）以下の建築一式工事、電気工事及び管工事）等。ただし、仮設建物及び別に定める専門工事等除くものがある。

なお、見積書を提出した場合であっても、日本郵便(株)の判断によっては、他の者に見積を依頼し、契約することがある。ただし、緊急工事（【別紙4-1】のとおり）を除く。

(4) 指名期間

2025年10月1日から2027年9月30日までの2年間

(5) 指名条件

別紙4のとおり

(6) 重複応募

別に募集する他のエリアへの応募も可能とするが、技術資料等で求める配置技術者は、11（表-1）の有資格技術者を4名以上有し、かつ当該エリアに主担当技術者1名（（表-1）の資格を有する者で、他のエリアとの重複不可とする）、副担当技術者1名（資格の有無は問わず、隣接する他のエリアと重複可とする）をそれぞれ選定できること。

また、別に公告の「郵便局の警備会社待機所模様替工事を実施する受注者」との重複応募はできない。

2 応募資格要件

(1) 次のアからカに該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。

イ 以下の各号に該当し、日本郵便(株)が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 不正又は不誠実な行為をした者

(イ) 不法行為をした者

(ウ) 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者

- (イ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者
- (ロ) 契約相手方として不適切であると認められる者
- (ハ) その他、日本郵便(株)に損害を与えた者
- (ニ) 2015年10月1日以降に事前指名を取り消された者。

ウ 現に別に募集している「郵便局の警備会社待機所模様替工事を実施する受注者」である者
 エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

オ 自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときはその全てを含む。）若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

- (ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
- (イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (ロ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (ニ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (ホ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

カ 技術資料等の審査基準日に、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県内のいずれかにおいて、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止を、国土交通省東北地方整備局又は秋田県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている者。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で下表の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、技術資料等受付締切日の1年7か月前までのものとし、かつ最新のものであること。

総合評定値通知書の写しは直近2期分について提出すること。（または、直近の総合評定値通知書の写しと直近の決算書2期分）

| 総合評定値の 工事種別 | 建築一式 | 総合評定値 | 求めない |
|-------------------|--|-------|------|
| 事業所の所在地に関する 要件 | 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県内のいずれかに建設業法上の本店・支店又は営業所を有すること。 | | |
| 配置技術者に関する要件 | <p>(表-1)の有資格技術者を4名以上有し、かつ当該エリアに主担当技術者1名（(表-1)の資格を有する者で、他のエリアとの重複不可とする）、副担当技術者1名（資格の有無は問わず、隣接する他のエリアと重複可とする）をそれぞれ選定できること。</p> | | |

| | |
|-----|--|
| その他 | <p>工事の受付時間及び工事内容が緊急駆付けを要するものである場合の到着時間について、次のとおり対応できること。</p> <p>【工事の受付時間】</p> <p>通年 24 時間（土曜日、日曜日及び祝日を含む）。</p> <p>ただし、緊急駆付けを要する工事の場合、8時から18時に受付けたものは緊急駆付けの対象とするが、それ以外の時間帯で受け付けたものは、可能な範囲で早期に対応するものとする。</p> <p>【緊急駆付けを要する工事の到着時間】</p> <p>対象施設におおむね3時間以内に到着し対応できること。</p> |
|-----|--|

3 技術資料等提出等担当部署

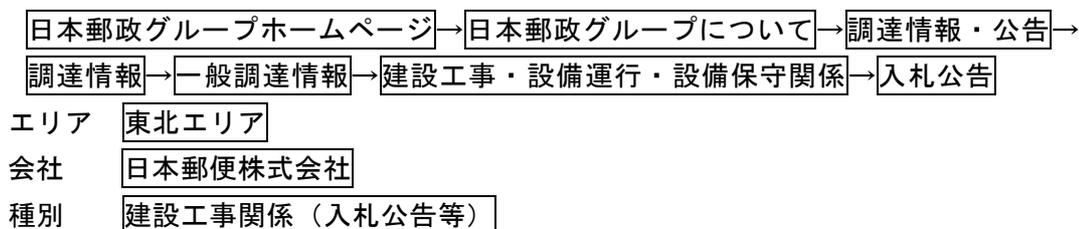
| 区 分 | 担当部署 | 電話番号等 | 住 所 |
|-------------|---|--|---|
| 技術資料等 提出 | 日本郵政建築（株） 東北支社業務部 総務・営繕サポート担 当 | TEL 022-745-8491 E-mail ttohoku-zize nshimeii.jp-ae.jp | 〒980-8797 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目 1番34号 日本郵政グループ仙台ビル本館2階 |
| 技術資料等 審査 | 日本郵政建築（株） 東北支社建築部 | TEL 022-745-8492 | |

4 技術資料等の手続き

| 手続等 | 期間・期日・期限（注1） | 掲載先・提出先・方法 |
|--------------------|------------------------------------|--|
| 技術資料作成に 係る資料の交付 | 2025年6月18日（水）から 2025年7月15日（火）まで | 日本郵政グループホームページ（建設 工事関係）よりダウンロード（注2） |
| 技術資料等 提出先及び期日 | 2025年7月15日（火）まで （注3） | 〒980-8797 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目 1番34号 日本郵政グループ仙台ビル本館2階 日本郵政建築（株）東北支社（業務部 総務・営繕サポート担当あて（持参又 は郵送（締切日までに必着）により提 出すること。 |
| 審査結果通知日 | 2025年8月25日（月）まで | 応募者へ書面により通知 |

（注1）持参した場合の上記受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時（正午から午後1時の間を除く。）とする。

（注2）日本郵政グループホームページ（アドレス）<http://www.japanpost.jp/>



(注3) 締切日前日の消印有効

5 技術資料の提出等

(1) 技術資料等の提出方法

技術資料等は、上記4に示す期限までに、上記4に示す場所に持参又は郵送（一般書留郵便物に限る。）により提出すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

なお、技術資料等を郵送で提出する場合は、一般書留郵便物を差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控え）」の写しを、技術資料等受付締切日の前日までに、上記3に示す技術資料等提出先に電子メールにより送信票（様式別記）を添えて送信すること。

(2) その他

下記8(3)の通知に必要な返信用封筒として、提出者の住所及び商号又は名称を記載し、速達とする一般書留郵便料金額相当の郵便切手（890円）を貼付した長形3号封筒を同封すること。

6 技術資料の審査

(1) 提出された技術資料に基づき、11表に記載の（表-2）及び（表-3）に示す内容について審査する。

(2) 11表に記載の（表-2）に掲げる応募資格要件を満たさない場合は不適合とし、（表-3）の審査は行わない。

7 事前指名者の決定方法

(1) （表-3）の審査において、別に定める基準ポイント数の制限の範囲内を満たす者の中から評価付けを行い、その評価結果を基に総合判断を実施し、最も評価の高い者を第一順位者として指名する。

なお、順位付けは、第三順位者まで行う。

(2) 上記(1)において、（表-3）の審査が同評価となった場合は、日本郵政建築(株)東北支社（以下、「JPAE支社」という。）において別途くじで順位者を決定する。

なお、くじを引く者が出席できないとき又はくじを引けないときは、審査に関係のない社員にくじを引かせる。

(3) 指名者が指名を取り消された場合は、次順位者を指名し次回の公募までを指名期間とする。

8 審査結果及び指名通知等

(1) 技術資料等の審査基準日は、2025年7月15日（火）とする。

(2) 上記6及び7により選定された者を指名する（以下「指名者」という。）。

(3) 指名者に対しては指名通知を、指名しない者（以下「非指名者」という。）に対しては、指名しない旨及び指名しない理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知する。

(4) 上記(3)の通知は、JPAE支社が行う。

9 失格の条件

以下の場合には失格とする。

- (1) 技術資料の提出方法、提出先及び提出期限が、指定した方法によらないもの。
- (2) 技術資料の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 技術資料に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 技術資料に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

10 その他

- (1) 指名者は、会社の住所及び連絡先（緊急連絡先を含む）を2025年9月1日（月）までに、JPAE支社に書面で報告すること。
- (2) 指名者は、電気設備、空気調和設備及び衛生設備工事の協力会社を一覧に取りまとめ、連絡体制（緊急時の体制も含む。）を2025年9月5日（金）までに、JPAE支社に書面で提出すること。
- (3) 指名者は、JPAE支社が実施する説明会に出席すること。
- (4) 日本郵便(株)が委託をした日本郵政コーポレートサービス(株)BPOセンター（以下、「BPOセンター」という。）との打合せを2025年9月下旬までに行うこと。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (6) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出期限以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 技術資料に虚偽の記載をした場合には、取引制限措置を行うことがある。
- (9) 技術資料に虚偽の記載をし、その審査結果に基づき指名された場合は、これを取り消す。
- (10) 提出された技術資料は返却しない。
- (11) 技術資料提出者に関する問い合わせには一切応じない。
- (12) 工事契約は、原則としてBPOセンターが行う。
- (13) 本件手続に関する問い合わせ先は、上記4に示す技術資料等提出先のとおり。

11 表

(表-1) 配置技術者等に求める資格

| | |
|-------|--|
| 工事種類 | 建築工事 |
| 資格の種類 | 1・2級建築施工管理技士、一・二級建築士、監理技術者資格者証（裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があるもの） |

(表-2) 応募資格要件

| 要件 | 内容 |
|-------------------|--|
| 競争参加資格の有無 | 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に定める建築一式に係る総合評定値の通知を受けた者で、総合評定値が技術資料の提出期限日の1年7か月前までの日を審査基準日とするものであること。 |
| 競争参加（指名）停止の有無 | 技術資料等の審査基準日に、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県内のいずれかにおいて日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止を、国土交通省東北地方整備局又は秋田県から指名停止から指名停止を受けていないこと。 |
| 技術者数と担当技術者の資格、免許等 | （表-1）の有資格技術者を4名以上有し、かつ当該エリアに主担当技術者1名（（表-1）の資格を有する者で、他のエリアとの重複不可とする）、副担当技術者1名（資格の有無は問わず、隣接する他のエリアと重複可とする）をそれぞれ選定できること。 ただし、担当技術者の資格を証明できる資料等の提出は、事前指名通知後、第一順位者に対してのみ求める。 |

(表-3) 労務単価と諸経費率及び標準工事価格での審査項目（技術資料）

| 項目 | 内容 | 審査方法 |
|-----------|---|---------------------|
| 労務単価と諸経費率 | 工種別の労務単価を、工種別に定めた係数等を乗じたポイント数合計（ポイント数合計には、ポイント数の小計に諸経費率（%）及び係数を乗じて算出した諸経費ポイント数を含む。） | ポイント数が最小の者から順位付けする。 |
| 標準工事価格 | 工事項目別の標準工事の総額金額（直接工事費及び諸経費等を含めた一式の総額）のポイント数合計 | |

西暦 年 月 日

送信票

E-mail: touhoku-zizenshimei.ii@jp-ae.jp

■ 送信先 日本郵政建築(株) 東北支社
業務部 総務・営繕サポート担当 御中

■ 送信枚数 本票 + 1 枚

■ 送信内容 下記のとおり送信します。

① 件名
秋田県中部エリアにおける日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等請負者の募集

② 郵送年月日
西暦 年 月 日

③ 書留・特定記録郵便物受領証(お客様控え)の写し
別添のとおり

■ 送信元 郵便番号

住所

商号又は名称

代表者名

担当者名

連絡先: 電話番号
: E-mail アドレス